

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	総合計画審議会の運営について	企画政策課
2	令和2年度地方創生関連交付金事業について	
3	第2次行政改革実行計画に係る実績報告（令和2年度分）について	
4	受益者負担の適正化に係る取組状況について	
5	新たな民間提案制度について	未来創造・ 若者課

令和3年9月7日

総合計画審議会の運営について

1 総合計画審議会の運営

- 令和3年(2021年)8月23日(月)に第1回会議を開催し、会長及び副会長の選出、第6次小田原市総合計画行政案の諮問のほか、会議傍聴の取扱いや審議日程について協議、決定した。
- 会議傍聴の取扱いは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点により、会場内には傍聴席を設けず、別室での映像視聴による傍聴とするとともに、第1回会議は録画した映像の公開を、第2回会議からはオンラインで会議映像を同時配信することを決定した。

2 市民意見等の取扱い

- 第6次小田原市総合計画行政案に対する以下の意見について、計画への反映等の考え方を整理し、総合計画審議会第3回会議(9月30日)で基本構想に関する内容を、第9回会議(11月11日)で実行計画に関する内容を提示する予定。
 - (1) パブリック・コメントによる意見(8月13日～9月13日)
 - (2) 各所管が実施する対話の場での意見
 - (3) 市民と市長との懇談会での意見
(7月31日:移住者、8月12日:若者、8月24日:女性)
 - (4) 地域を対象とした意見交換会での意見(9月2日:広報委員長会議で開催)
- 市民意見等の計画へ最終的な反映結果については、令和3年度末を目途に公開する予定。

3 市議会会派ごとに提出された意見・要望の取扱い

- 市議会会派ごとに提出された意見・要望については、計画への反映等の考え方がまとり次第、総務常任委員会で報告する。

【総合計画審議会委員名簿（敬称略 区分別50音順）】

区分	氏名	所属団体等
地方行政機関及び公共的団体の職員	秋元 美里 <small>あきもと みさと</small>	小田原箱根商工会議所より推薦（株式会社まるだい運輸倉庫代表取締役社長）
	副会長 木村 秀昭 <small>きむら ひであき</small>	小田原市自治会総連合会長
	鈴木 榮子 <small>すずき えいこ</small>	小田原市地区社会福祉協議会連絡協議会副会長
	藤澤 恭司 <small>ふじさわ やすし</small>	神奈川県西地域県政総合センター所長
	丸山 秀和 <small>まるやま ひでかず</small>	小田原・足柄地域連合議長
	渡邊 清治 <small>わたなべ きよはる</small>	一般社団法人小田原医師会会長
学識経験者	会長 出石 稔 <small>いずいし みのる</small>	関東学院大学副学長・法学部教授
	奥 真美 <small>おく まみ</small>	東京都立大学都市環境学部教授
	崎田 恭平 <small>さきた きょうへい</small>	株式会社舩肥社中代表取締役
	関 幸子 <small>せき さちこ</small>	株式会社ローカル・ファースト研究所代表取締役
	信時 正人 <small>のぶとき まさと</small>	神戸大学客員教授
	平井 太郎 <small>ひらい たらう</small>	弘前大学大学院地域社会研究科教授
	別所 直哉 <small>べっしょ なおや</small>	紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役社長
その他市長が必要と認める者	有賀 かおる <small>ありが かおる</small>	放課後子ども教室コーディネーター
	遠藤 郁夏 <small>えんどう ふみか</small>	株式会社小田原スポーツマーケティング 湘南ベルマーレフットサルクラブ ブランドディレクター
	木村 元彦 <small>きむら もとひこ</small>	公募市民
	佐藤 萌々花 <small>さとう ももか</small>	公募市民
	ジェフリー・ギャリッシュ	Uanna合同会社代表者
	益田 麻衣子 <small>ますだ まいこ</small>	NPO法人こころみ理事長
	矢部 寛泰 <small>やべ ひろやす</small>	公募市民

【総合計画審議会開催日程】

	開催日時	会場	内容
第1回	8月23日(月) 14:00~16:00	市役所3階 全員協議会室	委員委嘱、会長・副会長選出、計画行政案諮問、 審議会日程調整
第2回	9月13日(月) 13:00~15:00	市役所3階 全員協議会室	基本構想、第5次計画の振り返り
第3回	9月30日(木) 14:00~16:00	市役所3階 全員協議会室	第1次答申について協議
第4回	10月4日(月) 13:00~15:00	市役所3階 全員協議会室	実行計画案説明・審議【生活の質の向上】
第5回	10月7日(木) 10:00~12:00	市役所3階 全員協議会室	実行計画案説明・審議【豊かな環境の継承】
第6回	10月14日(木) 14:00~16:00	市役所3階 全員協議会室	実行計画案説明・審議【地域経済の好循環】
第7回	10月18日(月) 14:00~16:00	市役所3階 全員協議会室	実行計画案説明・審議【まちづくりの推進エンジ ン】、人口シナリオについて
第8回	10月28日(木) 10:00~12:00	市役所3階 全員協議会室	重点施策について
第9回	11月11日(木) 10:00~12:00	市役所3階 全員協議会室	実行計画案総括審議
第10回	12月6日(月) 14:00~16:00	市役所3階 全員協議会室	第2次答申について協議

○答申

	日時	会場	内容
第1次	10月7日(木) 9:30~10:00	市長室	基本構想について
第2次	12月20日(月) 10:00~10:30	市長室	実行計画について

令和2年度地方創生関連交付金事業について

1 地方創生関連交付金の概要

国は、地方創生の推進を図るべく地方創生関連の交付金制度を設けており、採択を受けた交付金事業は、それぞれKPI（重要業績評価指標）を設定して、毎年度その効果検証・報告を実施していくことが求められている。

2 効果検証の経過（参考資料2-1）

令和3年(2021年)7月下旬 産官学金労に関連する有識者によって構成される「小田原市総合戦略有識者会議」にて効果検証（書面協議）

令和3年(2021年)8月下旬 市長・両副市長・関係部局長等によって構成される「小田原市地方創生推進会議」にて効果検証（書面協議）

3 令和2年度地方創生関連交付金事業（参考資料2-2）

本市における、地方創生関連交付金のうち、地方創生推進交付金の令和2年度（2020年度）交付決定額は106,027千円であり、県内市町村のうち横浜市、川崎市に次いで3番目に高い交付額であった。効果検証の対象事業は次のとおりである。

なお、地方創生拠点整備交付金については、令和2年度（2020年度）に事業を実施していないが、事業実施後も効果検証が必要となっている。

(1) 地方創生推進交付金

ア 県西地域活性化プロジェクト推進事業

イ 交流・体感を通じた移住促進事業～先輩移住者と育むすみたいまちづくり～

ウ 歴史的資源を通じた賑わいと交流のコンパクトシティ形成事業

エ アフター・トワイライトの磨き上げを起点とするインバウンド推進事業

オ 多彩な活躍フィールドに着目した新たなつながり創出事業

(2) 【地方創生拠点整備交付金】

カ 観光客の裾野拡大と回遊性の向上を促す拠点の整備事業（平成29年度実施）

キ 切れ目のない発達支援を軸とした「子どもを育てたいまち」推進事業～地域・家庭での育ちや暮らしを支える生活モデル支援～（令和元年度実施）

4 各交付金事業の概要及び効果検証結果（参考資料2-3）

5 今後の展開について

効果検証の対象となるKPIについて、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により達成できなかった評価指標もあるが、事業の推進については一定の評価を得ている。コロナ禍の状況にあっても対応可能な事業推進を実施するなどし、目標達成に向けた事業展開に努めていく。

令和3年度 小田原市総合戦略有識者会議 委員名簿

区分	氏名	ふりがな	所属団体（役職等）
産業界	朝尾 直也	あさお なおや	一般社団法人 小田原市観光協会
	鈴木 大介	すずき だいすけ	小田原箱根商工会議所（議員）
行政機関	佐藤 孝一	さとう こういち	小田原公共職業安定所（所長）
	中井 将雄	なかい まさお	小田原市（企画政策課長）
学識者	岡村 敏之	おかむら としゆき	学校法人 東洋大学（国際学部国際地域学科教授）
	関 幸子	せき さちこ	㈱ローカル・ファースト研究所（代表取締役）
金融機関	石井 健治	いしい けんじ	さがみ信用金庫（主任調査役）
	根本 秀司	ねもと しゅうじ	J A かながわ西湘（営農部長）
	山本 博文	やまもと ひろふみ	㈱横浜銀行（理事支店長）
労働団体	山口 誠	やまぐち まこと	小田原・足柄地域連合（事務局長）
—	益田 麻衣子	ますだ まいこ	子育て支援活動実践者

※敬称略、区分別50音順

地方創生関連交付金事業の実績

(1) 地方創生推進交付金

- ・地方創生を実現するための総合戦略事業を後押しするための交付金。補助率は1/2。
- ・交付金の型として、先駆性を重視する「先駆タイプ」（5か年認定）、先進的・優良事例の横展開を図る「横展開タイプ」（3か年認定）がある。
- また、単独市で認定を受ける「単独申請」と、複数自治体で共同して申請する「広域申請」がある。

【本市が採択を受けた事業一覧】（広域申請事業における交付決定額及び交付実績額は本市分のみ）

No.	事業名	タイプ	対象期間	R2交付決定額 (単位：円)	R2交付実績額 (単位：円)	申請主体	備考
ア	県西地域活性化プロジェクト 推進事業	先駆	平成29年度～ 令和2年度	8,667,000	253,494	神奈川県	広域申請（神奈川県及び県 西地域の市町）
イ	交流・体感を通じた移住促進 事業～先輩移住者と育む 住みたいまちづくり～	横展開	平成30年度～ 令和2年度	2,326,000	2,132,800	小田原市	
ウ	歴史的資源を通じた賑わいと 交流のコンパクトシティ形成事 業	横展開	平成30年度～ 令和2年度	16,557,000	13,598,500	小田原市	
エ	アフター・トワイライトの磨き上 げを起点とするインバウンド推 進事業	横展開	平成30年度～ 令和2年度	67,750,000	56,785,627	小田原市	広域申請（小田原市・箱根 町）
オ	多彩な活躍フィールドに着目し た新たなつながり創出事業	横展開	令和2年度～ 令和4年度	10,727,000	6,485,607	小田原市	広域申請（小田原市・南足 柄市）
計				106,027,000	79,256,028		

(2) 地方創生拠点整備交付金

- ・「未来への投資」という経済対策の観点から総合戦略に位置付けられている地方創生の推進に資する施設整備等を対象とした交付金。
- ・補助対象期間は1年であるが、地方公共団体のみならず、公共団体等が整備した施設も対象となる。また、補助率は1/2であるが、残額には原則として地方交付税措置の対象となる補正予算債を充当することができる。

【本市が採択を受けた事業一覧】

No.	事業名	事業実施年度	総事業費 (単位：円)	交付金充当額 (単位：円)	備考
カ	観光客の裾野拡大と回遊性の向上を促 す拠点の整備事業	平成29年度	53,765,640	26,882,820	平成29年3月補正予算により予算成立 ※スポーツ会館の改修
キ	切れ目のない発達支援を軸とした「子ども を育てたいまち」推進事業～地域・家庭で の育ちや暮らしを支える生活モデル支援～	令和元年度	92,840,847	14,438,000	平成31年3月補正予算により予算成立 ※おだわら子ども若者教育支援センターの 開設
計			146,606,487	41,320,820	

地方創生関連交付金事業の概要及び効果検証結果

ア 交付対象事業名： 県西地域活性化プロジェクト推進事業

事業概要	交付金の種類	単独・広域	申請主体
神奈川県が進める「未病の改善」を県西地域を戦略的なフィールドとして位置づけ、食や運動など未病の改善に資する取組を展開することで健康づくりや地域活性化に繋げていく。	地方創生推進交付金	広域	神奈川県
	事業期間	対象期間	
	5年	平成28年度～令和2年度	

対象経費及び交付金充当額

※単位：円

総事業費	うち交付金充当額	1年目 平成28年度	2年目 平成29年度	3年目 平成30年度	4年目 令和元年度	5年目 令和2年度
55,005,958	26,580,316	0	9,976,647	6,603,540	9,746,635	253,494

KPI

指標名	基準値	単位	基準年	1年目 平成28年度			2年目 平成29年度			3年目 平成30年度			4年目 令和元年度			5年目 令和2年度		
				目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成
① 県西地域2市8町における社会増減	△2,315	人	H27	△1,600	△169	○	△1,200	66	○	△800	△217	○	△400	0	○	0	635	○
② 県西地域2市8町における入込観光客数	3,410	万人	H27	3,440	3,386	×	3,490	3,617	○	3,552	3,654	○	3,632	3,430	×	3,722	2,378	×
③ 「県西未病観光コンシェルジュ」講座修了者数	206	人	H27	280	275	×	360	371	○	430	456	○	500	535	○	500	535	○

実施した事業

実績額合計： 253,494 円

○ 地域資源のネットワーク化に向けたサイクリングロードの活用

実績額： 55,044 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
サイクリングロードの安全対策のために実施される、草刈り等の維持管理事業に必要な備品を新たに購入した。	○	継続的な草刈り作業等の実施により、利用者の安全性が向上した。	予定通り事業終了	本交付金を活用した事業は終了するが、引き続き酒匂川サイクリングロードの適正な維持管理を行い、利用者の利便性向上やコースの魅力向上を図る。

○ 1市3町の地域資源をめぐるウォーキングイベントの開催

実績額： 0 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は事業を実施できなかった。	○	令和2年度は事業が実施できなかったが、これまで継続的に事業を実施したことで一定の効果が得られたものと考えている。	予定通り事業終了	本交付金を活用した事業は終了するが、市民のスポーツ実施率の向上や、健康増進などにも寄与する内容を検討する。

○ スポーツ振興を通じた様々な垣根を越えた「交流」の創出と地域活性化

実績額： 198,450 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった事業もあったが、児童生徒の体力・運動能力、スポーツへの興味関心の向上等を図るため、著名なアスリート等の派遣による講話や実技指導等を実施した。	○	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、一部事業の実施を見送ったが、著名なアスリートから直接指導等をうけ、スポーツへの興味関心の向上に寄与したものと評価する。	予定通り事業終了	本交付金を活用した事業は終了するが、引き続き、児童生徒の体力・運動能力、スポーツへの興味関心の向上等を図るため、事業を継続する。 障がい者スポーツ振興については、情報交換会などを開催し、福祉団体等の意見を聞きながら事業内容を検討していく。

○ 農と結びつけた暮らしの提案プロジェクト

実績額： 0 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
新型コロナウイルス感染症の影響により、規模拡大できる事業主がいなかったため、令和2年度は事業を実施できなかった。	○	令和2年度は事業が実施できなかったが、これまで継続的に事業を実施したことで一定の効果が得られたものと考えている。	事業内容の見直し（改善）	他事業との統合を含め事業内容を検討していく。

地方創生関連交付金事業の概要及び効果検証結果

イ 交付対象事業名：交流・体感を通じた移住促進事業 ～先輩移住者と育む住みたいまちづくり～

事業概要	交付金の種類	単独・広域	申請主体
先輩移住者や市民とともに、官民一体となって小田原暮らしをイメージできるような個別ガイドや移住体感イベントを開催するとともに、小田原のまちの全体像や暮らしの魅力を伝えるためのガイドブックを製作し、移住促進を図る。	地方創生推進交付金	単独	小田原市
	事業期間		対象期間
	3年		平成30年度～令和2年度

対象経費及び交付金充当額

※単位：円

総事業費	うち交付金充当額	1年目 平成30年度	2年目 令和元年度	3年目 令和2年度
14,872,160	7,436,080	3,390,100	1,913,180	2,132,800

K P I

指標名	基準値	単位	基準年	1年目 平成30年度			2年目 令和元年度			3年目 令和2年度		
				目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成
				① 本事業がきっかけとなった移住者数	0	人	H29	2	2	○	6	6
② 本事業への協力者数	30	人	H29	33	42	○	37	44	○	41	52	○
③ 本事業への参加者数（非居住者）	0	人	H29	15	100	○	35	117	○	65	324	○
④ 行政や協力者への相談件数	0	件	H29	50	50	○	100	136	○	160	355	○

実施した事業

実績額合計： 2,132,800 円

○ 移住体感事業（移住体感事業）

実績額： 2,132,800 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
スカウト型マッチングサービスやふるさと回帰支援センター、情報誌等での情報発信を行うとともに、移住サポーターと連携した移住セミナーや移住相談、現地案内等を実施した。	○	各取組を通じて、移住相談件数や移住者は大幅に増加している。	追加等更に発展させる	移住サポーターとのつながりや移住相談、お試し移住、現地案内など、情報訴求や体感につながる各取組をより拡充していくとともに、効果的に訴求できるPR・広告宣伝を実施していく。

地方創生関連交付金事業の概要及び効果検証結果

ウ 交付対象事業名：歴史的資源を通じた賑わいと交流のコンパクトシティ形成事業

事業概要	交付金の種類	単独・広域	申請主体
小田原駅周辺、隣接する箱根板橋駅・南町周辺において、かまぼこ製造など水産加工の営みを今に伝える地域、歴史と伝統のなりわい文化、そして明治時代の政財界を彩った人々の邸宅群など地域の歴史的・文化的資源を積極的に活用することで、観光交流等の促進による地域活性化を地方再生コンパクトシティ事業の一環として実施する。	地方創生推進交付金	単独	小田原市
	事業期間	対象期間	
	3年	平成30年度～令和2年度	

対象経費及び交付金充当額

※単位：円

総事業費	うち交付金充当額	1年目 平成30年度	2年目 令和元年度	3年目 令和2年度
78,165,265	36,604,632	13,250,800	9,755,332	13,598,500

KPI

指標名	基準値	単位	基準年	1年目 平成30年度			2年目 令和元年度			3年目 令和2年度		
				目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成
① 小田原宿なりわい交流館の来訪者数	35,700	人	H29	38,200	43,756	○	40,700	38,720	×	43,200	18,269	×
② 事業対象地区内の商店街等における空き店舗の減少	0	軒	H29	2	1	×	5	2	×	10	2	×
③ 主な歴史的建造物施設の入館者数	35,717	人	H29	39,288	36,997	×	42,859	36,977	×	50,002	3,869	×

実施した事業

実績額合計：13,598,500円

○ 歴史的建造物活用エリアコーディネート事業

実績額：3,500,000円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
公民連携による利活用のため、公募要件の整理や利活用の候補となる事業者へヒアリング等を実施した成果品を作成したほか、専門家のアドバイザーを受けながら民間提案制度を構築し、旧大窪支所及び清閑亭の利活用に係る提案を募集した。	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、閉館期間が長期化した歴史的建造物が多かったが、歴史的建造物の利活用提案の募集に有効な手法として、民間提案制度を構築できた。	事業の継続	採用した利活用提案の実現に向けて詳細協議等を進めるとともに、委託成果を基に民間活用事業者の公募制度設計に活かすため、他の建造物の利活用についても、民間提案制度の活用を検討していく。

○ 歴史まちづくり地域連携推進事業

実績額：750,000円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
内野醬油店において、見学会や貸館、喫茶「武功庵」などのイベントの実施し公開活用した。	○	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年度より入館者等の実績が落ちているが、これまで継続的に事業を実施したことで一定の効果が得られたものと考えている。	予定通り事業終了	歴史的建造物活用計画に基づき調整していく。

○ 職人育成研修等推進事業

実績額：1,507,000円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
職人による歴史的建造物等の修復実習や、職人の指導を受けた高校生による修復実習を委託事業で実施した。	○	歴史的建造物の魅力向上に資する事業成果であった。	事業の継続	本交付金を活用した事業は終了するが、引き続き研修事業を継続し、歴史的建造物等の修復や街なみの修景を通じて歴史的建造物の魅力を向上し、入館者数の増加につなげていく。

○ 地域のなりわい・まちなか再生支援事業

実績額：7,841,500円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
地区住民を主体とした、持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、かまぼこ通り周辺地区及び銀座・竹の花周辺地区を対象に、まちづくり協議会の体制構築の実績のある専門家を派遣し、見直しを進めた。 また、同地区を対象に、空き家・空き店舗を活用し、賑わい創出や景観形成に資する事業を行う者に対し、空き家等の活用に係る費用等の一部を支援し、令和2年度は、空き家2件を解消した。	○	会員への個別ヒアリングにより、これまでの取組の課題を抽出し、今後のまちづくりを担う若手を中心とした持続可能な推進体制を検討した。 また空き家の改修にあっては、地元協議会、利活用者の他、エリアブランディングの専門家や不動産、建築の知見を有する事業者など様々な関係者が参画する意見交換会を開催したことで、地区のまちづくりコンセプトに沿った空き家の利活用が図られた。	事業の継続	令和2年度の検討結果を踏まえ、持続可能なまちづくりの推進体制構築を支援するほか、利用可能な空き家等の発掘を進めるなど、本交付金を活用した事業は終了するが、引き続き、まちなか再生支援事業を進め、空き家・空き店舗の利活用を進めていく。

地方創生関連交付金事業の概要及び効果検証結果

エ 交付対象事業名：アフター・トワイライトの磨き上げを起点とするインバウンド推進事業

事業概要	交付金の種類	単独・広域	申請主体
インバウンドに対応した体験・食・宿泊といったコンテンツを有機的につなぎ、ツアー商品として開発運営する推進主体としてDMCを設立し、インバウンド対応の前提となる外国人来訪者に対応するサイン類の整備やナイトライフの充実、観光サービス拠点を繋ぐ地域ツアーなどにより、コト消費拡大し、地域の稼ぐ力を高めていく。	地方創生推進交付金	広域	小田原市
	事業期間	対象期間	
	3年	平成30年度～令和2年度	

対象経費及び交付金充当額

※単位：円

総事業費	うち交付金充当額	1年目 平成30年度	2年目 令和元年度	3年目 令和2年度
297,799,074	126,839,725	6,000,000	64,054,098	56,785,627

KPI

指標名	基準値	単位	基準年	1年目 平成30年度			2年目 令和元年度			3年目 令和2年度		
				目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成
① DMCが取り扱う有料事業の売上高	0	千円	H29	0	0	○	43,360	26,410	×	90,520	8,942	×
② 一人当たり観光消費額	3,033	円	H29	3,215	3,218	○	3,408	3,292	×	3,612	3,408	×
③ 小田原城天守閣外国人入場者数	38,000	人	H29	41,000	42,673	○	44,000	42,049	×	47,000	4,771	×

実施した事業

実績額合計：56,785,627円

○ 夜のエンタテインメント創造

実績額：7,568,592円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
小田原城二の丸広場にて「小田原城春のイルミネーション」を開催した。（開催期間：令和3年3月25日～31日）	○	初開催の事業だったが、7日間で3,975人の入場者があり、DMCの売上高に繋げることができた。	予定通り事業終了	令和2年度に培ったノウハウを活かし、次年度以降も開催する方向で検討している。

○ 伝統芸能運営費

実績額：10,616,188円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
「小田原城能の公演ライブ配信」を実施（令和2年9月13日）するほか、観光交流センターでの体験プラン造成や、茶席体験及びアフタヌーンティープラン造成・販売、芸鼓鑑賞にかかる文化体験プラン造成を行った。	○	コロナ禍においても、能の公演オンライン配信を実施したことで、海外に向けて小田原の魅力を発信することができた。また、市内の体験型プランを複数造成したことで、観光施設等のサービス水準の引き上げに貢献することができた。	予定通り事業終了	令和3年7月にオープンする観光交流センターにて行う体験型プランを造成したことで、総合戦略のKPIである観光交流センターの入込数に今後貢献できると想定している。令和3年2月末より造成した体験プランの販売を順次行っているため、販売に注力していく。

○ 地魚・農産物の商品開発

実績額：3,402,085円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
地域の農産物を活かしたオリジナル商品「小田原ゴールド」の監修およびECサイト等での販売を検証したほか、新商品「梅を用いた地ビール」の開発に向けた検証を行った。	○	コロナ禍で、ECサイト立ち上げにいち早く着手したことで、「小田原ゴールド」の周知及びDMCの売上高に繋げることができた。	予定通り事業終了	ECサイトでの販売を継続しつつ、「小田原ゴールド」の新たな商品を展開していく。

○ インバウンドメニュー企画・開発費

実績額：4,021,150円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
富裕層向けの普茶料理・座禅体験等のプレミアムサービスの企画や商品開発を実施した。	○	販売まで至らなかったものの、商品開発を行ったことで、今後のDMC売上高へ寄与するものと考えている。	予定通り事業終了	開発段階を通して、富裕層向けにアプローチするコネクションを築くことができたため、今後に向けて販売促進していく。

○ 情報発信・PR費

実績額：6,269,562円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
SNSアカウントの開設および運用、海外メディア記事の掲載、海外向け動画を制作する等、海外向けプロモーションを実施した。	○	新型コロナウイルス感染症の影響で、訪日できない外国人旅行者へ向けて海外メディアへの掲載を強化し、英語圏・スペイン語圏など、712件の記事を掲載することができた。	予定通り事業終了	渡航制限解除の地域を見極めながら、今後の訪日外国人旅行者に向けて、引き続き海外メディアへPR及び海外向け動画拡散を行っていく。

○ 接待強化費

実績額：2,000,000円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
自転車での回遊性向上を目的とした、サイリングツアー調査、監修、造成・販売や、タクシーでの回遊性向上を目的とした、イベントでのタクシープラン作成。	○	ツアーの販売開始時期と、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛及び旅行控えが重なったため、ツアーの販売は思うように伸びなかったが、今後のDMC売上高の向上に寄与するものと考えている。	予定通り事業終了	旅の魅力で地元を元気にする活動プロジェクト「オダワラブレイク」との連携を図り、ツアーの販売展開を行っていく。

○ にぎわい廊施設（観光交流センター）整備費

実績額：22,908,050円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
本市における観光の中心地である小田原城の正面入口にあたる三の丸地区に、観光交流センターの整備を行った。（令和3年7月22日開館）	○	多様なニーズに対応した観光情報の発信を適切に行うとともに、市民と来訪者の交流を生む観光交流人口の拡大、体験型観光の充実、回遊性の向上が期待される。	予定通り事業終了	観光事業の活性化をはじめ、総合戦略のKPIである観光交流センター入込客数の増加に向けて、指定管理者や関連団体と連携を図っていく。

地方創生関連交付金事業の概要及び効果検証結果

オ 交付対象事業名：多彩な活躍フィールドに着目した新たなつながり創出事業

事業概要	交付金の種類	単独・広域	申請主体
社会・経済的に密接な関係を有する南足柄市と①職員②人材③コンテンツの3つの交流を通じてそれぞれが持つ地域の課題やノウハウを共有し、講座の相互受講などを行うことで広い視野を持って多様な分野で活躍する担手の発掘・育成を図る。また、「知る・学ぶ」で終わらずに具体的な活躍のフィールドにつなげることで「実践」にまで発展させていく。	地方創生推進交付金	広域	小田原市
	事業期間	対象期間	
	3年	令和2年度～令和4年度	

対象経費及び交付金充当額 (※ 令和2年度 以降は交付予定金額)

※単位：円

総事業費	うち交付金充当額	1年目 令和2年度	2年目 令和3年度	3年目 令和4年度
52,182,218	26,091,107	6,485,607	9,414,500	10,191,000

KPI

指標名	基準値	単位	基準年	1年目 令和2年度			2年目 令和3年度			3年目 令和4年度		
				目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成
① 本事業を通じて関わりを持った域外の人口（関係人口）	0	人	R1	160	173	○	200			240		
② 小田原市・南足柄市における交流人口（観光入込客数）	713	万人	R1	739	456	×	795			863		
③ 小田原市・南足柄市における15歳以上の人口における社会減の解消	△ 390	人	R1	△ 340	△ 93	○	△ 250			△ 130		

実施した事業

実績額合計： 6,485,607 円

○ P R 動画制作事業

実績額： 0 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた事業が令和3年度に延期となった。	○	予定していた事業は延期となったが、動画製作に向けて検討を進めた。	予定通り事業終了	令和3年度に事業を延期して実施する。

○ おだわら市民学校事業

実績額： 368,624 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
2年目の専門課程8分野は専門課程6分野と教養課程2分野に分割。延べ101回の講座を企画した。（うち74回は実施、35回は令和3年度に延期）また、卒業生・修了生に対して進路調査を実施した。	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、第3期生（基礎課程）は34名と減少するも、専門課程・教養課程からの入校生22名を迎え、一定の受講者数があった。また、進路調査の結果、88人中36人が実践活動に参加しており、担い手づくりに一定の成果が確認された。	事業の継続	幅広い年代の入校を促進するための方策を検討し、卒業生・修了生に対しては、その後の活動状況を把握するとともに、実践活動団体を実施するイベント等の情報提供や、卒業生・修了生同士の情報交換の場を設定するなど、実践に結びつけるための継続的な支援を行う。

○ 森のせんせい養成派遣事業

実績額： 409,960 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
森林・林業・木材産業に係る普及啓発活動が行える人材を18名養成した。また、令和元年度に養成した人材8名の派遣し、計270名の児童に対して普及啓発を行った。	○	20名の応募枠に対し、市内外問わず、18名と多くの参加があり、関係人口の増加に寄与した。	事業の継続	現在実施している取組を発展、拡充し、子供から大人まで人生の様々な段階に応じた森林環境学習を展開していく。

○ 新たなつながりを創出する耕作放棄地化予防対策事業

実績額： 2,503,710 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
片浦地域では、援農者養成講座（全17回）を開催し、担い手の育成を行い、養成講座受講者OBによる「Re農地隊」が、援農を実施した。（耕作放棄地解消や農地整備／全4回、総解消面積約4.2反）曾我地域では、援農者育成のため、農作業に関する知識・技術を伝える講座を全9回実施した。	○	講座を受講した参加者が農業者に対する作業支援（援農）を行うとともに、耕作されなくなって間もない農地の整備を行うなど一定の効果を得ることができた。	事業の継続	引き続き、援農者養成講座を実施するとともに、援農者グループの増員や作業支援を必要とする農業者と援農者のマッチングをする仕組みを構築し、援農者グループの自走化を目指す。

○ 子どもの居場所づくり事業

実績額： 658,633 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
子ども食堂やプレイパークなど、多様な形で子どもの居場所の設置や運営の支援を行うとともに、指導者養成研修・派遣事業の「おだわら自然楽校」を実施し、子どもたちへ提供する体験事業の活性化につなげた。	○	子どもの居場所については、コロナ禍の折、運営面で工夫を凝らし事業を継続した。指導者養成研修・派遣事業については、「おだわら自然楽校」で学んだ受講者が、体験事業の担い手になる好循環が形成されている。	事業内容の見直し（改善）	子どもの居場所については、多様な団体によるプレイパークの開設を図る。指導者養成研修・派遣事業については「おだわら自然楽校」参加者のスキルレベルに合わせた講習内容にリニューアルし、より体験学習等の充実を図ることを検討する。

○ 住み続けたいなるまちづくり事業

実績額： 2,544,680 円

実施した事業内容	事業評価	評価の理由	今後の方針	今後の展開内容
自治会連合会区域ごとにある地域コミュニティ組織が地域内の課題解決に取り組む活動の促進を支援するとともに、地域コミュニティ組織の事務を担う地域事務局については、新たに1地区設置したほか、既設分と併せて、運営を支援した。地域コミュニティ組織の委員を対象に、「担い手の確保の仕方」をテーマとした講座を実施した。	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、各地域コミュニティ組織の活動を縮小したが、感染防止対策を講じつつ、地域課題解決の活動が進められた。また、地域事務局の設置により、地域コミュニティ組織役員の負担軽減につながるとともに、地域を熟知した人材が事務局を担うことで、円滑な組織運営が行われ、地域活動が充実した。講座受講者から、学んだことを地域で実践したい等の意見があり、高評価を得ることができた。	事業の継続	地域コミュニティ組織の活動が停滞しないよう、他地区の取組事例の紹介や、オンライン会議を希望する地域への支援を図る。担い手育成・発掘の課題解決をするため、有識者による講座や先進地区の事例報告会を、コロナ禍における実施制限に対応できるようZOOMを取り入れて開催する。

地方創生関連交付金事業の概要及び効果検証結果

カ 交付対象事業名：観光客の裾野拡大と回遊性の向上を促す拠点の整備事業（小田原スポーツ会館の改修）

事業概要			
小田原城址とロードバイク愛好者が多数通る国道一号線の間地点に位置するスポーツ会館にロードバイク専用の駐輪場を設け、施設自体の利用を可能とすることで、観光客の裾野を広げ、新たな観光需要を取り込む。また、館内のトイレやシャワー室の改装によって、周辺を訪れる観光客の受け皿となるよう施設の機能拡充を図る。			

交付金の種類	予算成立年度	事業実施年度	事業期間
地方創生拠点整備交付金	平成29年3月補正予算	平成29年度	1年

対象経費、交付決定額、交付金充当額 ※単位：円

総事業費	交付決定額	交付金充当額
53,765,640	61,163,000	26,882,820

KPI

KPI	基準値	単位	基準年	1年目 平成28年度			2年目 平成29年度			3年目 平成30年度			4年目 令和元年度			5年目 令和2年度		
				目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成
① 観光入込客数	454	万人	H27	504	594	○	533	611	○	563	618	○	600	624	○	629	370	×
② 天守閣等入場客数	171	万人	H27	296	321	○	314	323	○	331	310	×	353	323	×	370	21	×
③ 三の丸売店における年間売上高	11,968	千円	H27	12,207	15,999	○	12,451	14,713	○	12,700	13,271	○	12,954	17,971	○	13,213	7,968	×

キ 交付対象事業名：切れ目のない発達支援を軸とした「子どもを育てたいまち」推進事業～地域・家庭での育ちや暮らしを支える生活モデル支援～

事業概要			
発達における相談を乳幼児から学齢期、青年期まで切れ目なく相談を受けるための施設である「おだわら子ども若者教育支援センター」を開設するにあたり、特に就学前児童に対する発達支援のニーズが高まり、入園待ちが生じている通園施設「つくしんぼ教室」について、保育所等との併用児用クラスの受入人数増を図るため、新たに設備を整備する。また、子どもの訓練だけでなく、働き方講座やペアレントトレーニング講座、保護者同士の交流を目的とした保護者の集い、専門職との相談会などを開催し、就労支援の側面を含め保護者に対する総合的な支援も行う。			

交付金の種類	予算成立年度	事業実施年度	事業期間
地方創生拠点整備交付金	平成31年3月補正予算	令和元年度	1年

対象経費、交付決定額、交付金充当額 ※単位：円

総事業費	交付決定額	交付金充当額
92,840,847	15,833,000	14,438,000

KPI

KPI	基準値	単位	基準年	1年目 令和元年度			2年目 令和2年度			3年目 令和3年度			4年目 令和4年度			5年目 令和5年度		
				目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成	目標値	実績値	達成
① 「おだわら子ども若者教育支援センター」の相談・支援業務を通じて就労した人数	4	人	H30	0	-	-	6	6	○	8			10			12		
② 発達支援事業の利用者数	120	人	H30	0	-	-	180	148	×	190			200			210		
③ 支援情報を共有するための連携シートの作成率	0	%	H30	0	-	-	100	100	○	100			100			100		

第2次行政改革実行計画に係る実績報告について

(令和2年度分)

小田原市

令和3年(2021年)8月

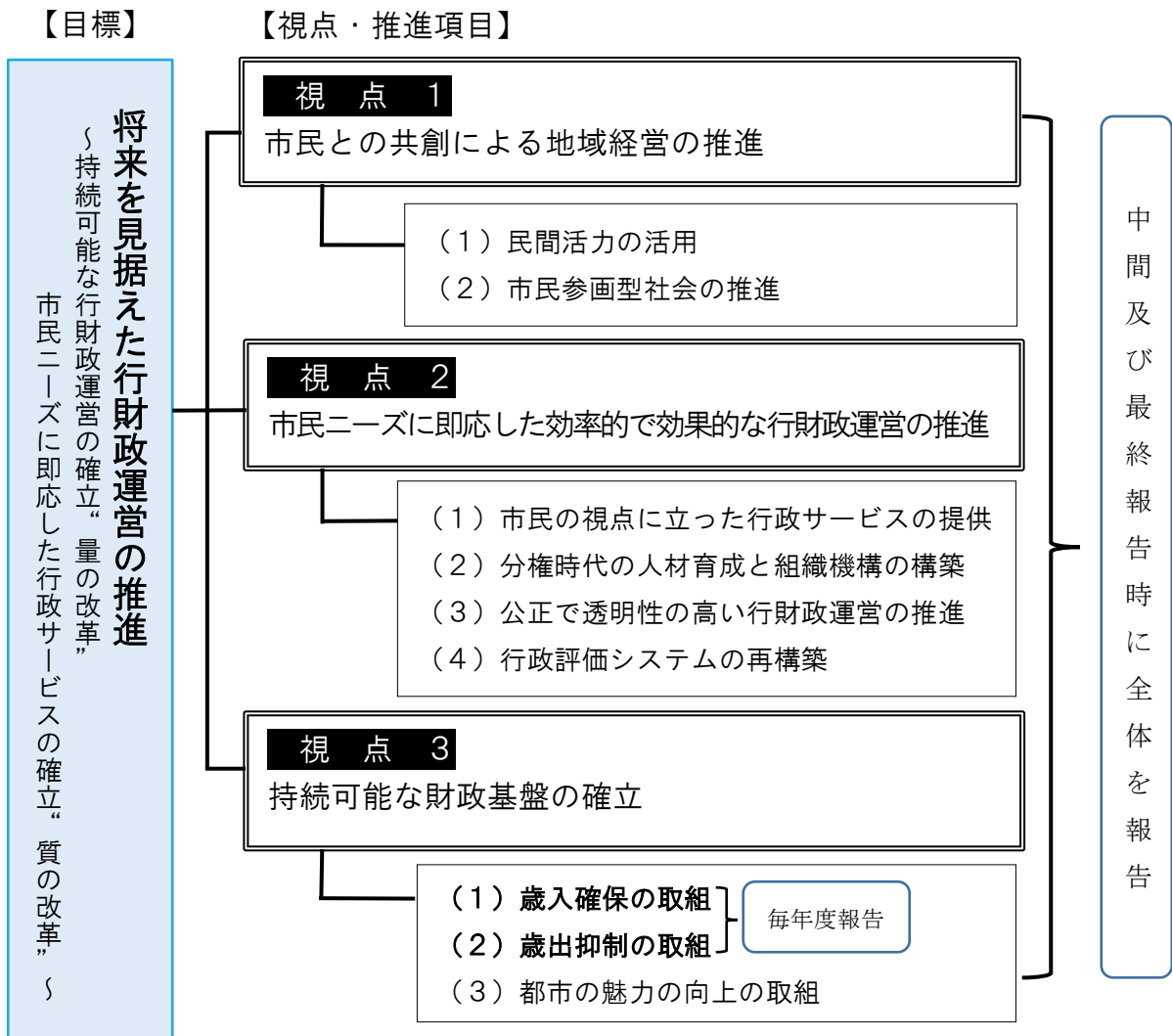
1 小田原市の行財政改革について

(1) 行財政改革の取組及び報告について

本市では、「第2次小田原市行政改革指針」に基づく具体的な取組をまとめた「第2次行政改革実行計画」を中心に行財政改革に取り組んでいます。当該計画は平成29年度から令和4年度までに取り組む内容をまとめたものですが、更なる行財政改革を進めていくためには、既存の取組のみならず、不断の事務事業見直しを進めていく必要があります。それら全ての行財政改革の取組実績を報告するものです。

(2) 行財政改革の考え方と実績報告の対象

以下に掲げる視点に基づき、行政サービスの質の向上を目的とした「質の改革」と持続可能な行財政運営のための「量の改革」を進めてまいります。このうち、視点3-1「歳入確保の取組」及び3-2「歳出抑制の取組」以外の「質の改革」に重きを置いた取組においては、中長期的な視点を持って取り組んでいくものであることから、計画期間の中間及び最終報告時にこれらを含めた全体の報告を行います。



2 令和2年度分の実績報告

(1) 財政効果額について

令和2年度に新たに着手した行財政改革の取組による財政効果額の実績は次のとおりです。

【一般会計】

財政効果額	46,648 千円
うち事業費ベース	33,635 千円
うち人件費ベース	13,013 千円

【企業会計】(補足)

財政効果額 22,174 千円 (うち事業費ベース：20,597 千円、人件費ベース 1,577 千円)

参考 (財政効果額の考え方)

- ① 事業費ベース：広告収入の確保や委託料削減等の取組を実施することによって、取組前と比較した場合にどの程度の歳入増加や歳出抑制に繋がったかを効果額として表しています。なお、取組の実施に際し、必要となる経費はこの効果額から差し引くこととしています。
- ② 人件費ベース：事務の効率化や組織の見直しなどによる人工の減を一定の基準に基づいて金銭換算し、効果額として表しています。

これらを合算したものを全体の「財政効果額」として表しているものであり、平成29年度から令和4年度までの6年間の効果額の累積が14.5億円となるよう行財政改革に取り組んでいくものです。

(2) 個別の取組実績

※効果額は全て千円単位です。

【歳入の確保】

① 受益者負担の適正化

NO	所属	取組名	取組実績	R2 財政 効果額	内訳		6年間 財政 効果額 見込み	会計 種別
					事業費 ベース	人件費 ベース		
1	経営管理課	病院駐車場の有料化	県道74号の混雑を緩和し利用者の円滑な受診を図るため、令和2年4月1日から駐車場を有料化した。 運営方法については、民間の駐車場運営のノウハウを活用し、来院者の利便性の向上を考慮するとともに、貸付による病院への収入確保のほか、駐車場の運営管理を病院職員が直接行わないことによる事務負担の軽減や交通誘導に係る委託料を削減した。	21,012	21,012	0	63,036	企業

【歳出の削減】

① サービスの見直し

NO	所属	取組名	取組実績	R2 財政 効果額	内訳		6年間 財政 効果額 見込み	会計 種別
					事業費 ベース	人件費 ベース		
1	環境保護課	公衆便所設置状況の見直し	公衆便所の優先順位の検討のための利用実態調査を行いつつ、廃止・移管対象となる公衆便所の選定を実施。条例を改正し、慰霊塔北側公衆便所を廃止した。	333	333	0	1,333	一般
2	青少年課	街頭指導活動等充実事業の見直し	街頭指導を行う専任補導員については、青少年の非行形態の変化及び指導対象者の減少に伴い見直しが必要であると考え、令和2年度の青少年相談センターの移転に合わせ専任補導員を3名から2名に削減し、令和2年度末をもって専任補導員及び街頭指導活動等充実事業を廃止した。	1,443	1,443	0	12,043	一般

② 組織運営・事務執行の合理化

NO	所属	取組名	取組実績	R2 財政 効果額	内訳		6年間 財政 効果額 見込み	会計 種別
					事業費 ベース	人件費 ベース		
1	職員課・出納室	会計年度任用職員の給与等支出伝票の一括執行	会計年度任用職員の給与等を、財務会計システムを用いて職員課が一括で執行することにより、各所属での伝票作成や審査に係る時間を削減した。	1,577	0	1,577	4,731	一般
2	デジタルイノベーション課	大型電子計算機賃借料の縮減	従来、基幹業務システムの契約更新においては、データ移行作業の経費等を抑制するため、特定の業者と継続的に随意契約を結んできたが、システムの標準化が普及されてきたことに伴い、データ移行作業の経費も低減されてきていることから、令和2年度の基幹業務システムの契約更新に合わせ、プロポーザルによる業者選定、外部データセンターの活用、仕様の見直しを行い、従来よりも低コストで、保守体制や物理的なセキュリティを向上させることができた。	20,000	20,000	0	102,000	一般

NO	所属	取組名	取組実績	R2 財政 効果額	内訳		6年間 財政 効果額 見込み	会計 種別
					事業費 ベース	人件費 ベース		
3	デジタルイノベーション課	RPA導入による業務の効率化	業務時間の削減を目的に、各種業務においてRPAを導入した。 【RPA導入業務】 ・メール容量の通知 ・償却資産の申告状況調査 ・NHK放送受信料の減免状況調査 ・予防接種の負担金免除状況調査 ・軽自動車車両情報の登録処理 ・死亡者の年金特徴停止処理 ・補装具の支出処理 ・日常生活用具の支出処理 ・河川水位情報の自動収集	2,366	0	2,366	13,408	一般
4	契約検査課	指名競争入札に係る審査委員会に諮る案件の見直しによる全庁的業務軽減	予定価格が7,000万円を超える工事、一般委託等については、入札参加条件等審査委員会（両副市長、総務部長、発注担当部長等で構成）で入札参加資格等を諮ることになっているが、近年、工事は公募型での執行が主流となり、指名業者の選定を審査する本来の意義が薄れていること、また、対象件数が増加し、契約検査課及び発注担当課の事務も多大になつてきたことから、対象件数を減らし、事務の軽減を行うとともに、業者選定の迅速化を図るため、工事（公募型指名競争入札）について、審査委員会対象の要件を、令和2年度から予定価格1億5,000万円以上に引き上げることとした。	3,944	0	3,944	8,676	一般
5	防災対策課	災害等緊急時における通信手段の再編	災害対策本部、広域避難所（小中学校）、風水害避難関係課、防災部職員用に携帯電話を66台配備していたが、必要な台数を見直し、広域避難所用（小中学校）25台と、災害対策本部用15台の40台に見直した。	257	257	0	875	一般
6	防災対策課	防災情報システム・被災者支援システムの見直し	防災情報システムは、災害時の避難者情報や物資管理情報を共有する目的で構築・運営してきたが、平成30年度から運用を開始している神奈川県災害情報管理システムにおいて、避難者情報以外の項目に関しては入力・情報共有が可能であることから、令和2年度で防災情報システムの運用をやめ、神奈川県災害情報管理システムに一本化することとした。なお、神奈川県災害情報管理システムで補完できない避難者情報の収集については、電子申請システムを活用し情報の収集を行う。	3,246	1,669	1,577	9,738	一般
7	青少年課	青少年育成推進員数の見直し	青少年育成推進員は、各自治会からの推薦に基づき委嘱をしているが、近年、2年に1度の委嘱替時において、後任者の推薦が困難になっている地区がある。 また、青少年育成推進員協議会活動やパトロールへの参加状況が推進員により差があり、推進員間で不公平感が生じている。 推進員の人数を115名から25名削減したことにより、自治会による推薦の負担軽減を図るとともに、より熱意のある者が推薦されるようになることから、推進員一人ひとりの意識の向上が図られた。	1,200	1,200	0	3,600	一般
8	青少年課	青少年環境浄化推進委員及び同協議会の見直し	青少年環境浄化推進委員は、青少年にとって好ましくない環境の浄化に向けて白ポスト（有害図書類投函箱）投函物の回収や社会環境実態調査などを実施しているが、インターネットやSNSの進展により非行形態も変化し表立った非行は減少したこと、青少年育成推進員や他の団体においても非行防止活動が展開されていることから青少年環境浄化推進委員及び同協議会を廃止した。	1,296	113	1,183	3,888	一般
9	水道整備課	設計・積算手法の改善（概算数量設計の試行）	これまでの管路工事の設計・積算では、主に配管詳細図などから材料等の集計作業による調書作成を行い工事設計書を作成してきたが、令和2年度は、管路工事5件について概算数量設計方式で設計・積算したことにより、配管詳細図の作成及び集計作業の省略に加え、その検算作業も省略となったことで、経費削減が図られた。	1,162	-415	1,577	5,785	企業

③ 補助金・負担金の見直し

NO	所属	取組名	取組実績	R2 財政 効果額	内訳		6年間 財政 効果額 見込み	会計 種別
					事業費 ベース	人件費 ベース		
1	青少年課	プレイパーク事業における負担金の見直し	プレイパークを実施する市民団体に対し、平成24・25年度は市民活動応援補助事業(地域政策課)として補助を行い、平成26年度から平成28年度は市民提案型共同事業(子育て政策課)として負担金を支出した。平成30年度からは子どもの居場所づくり施策のひとつとして青少年課で事業実施しているが、開始から年数が経ち、所期の目的を達成したため、令和2年度から負担金を減額し、令和3年度をもって廃止することとした。今後は、市民団体への側面支援を継続するとともに市独自のプレイリーダーの育成を目指す。	38	38	0	362	一般
2	水産海浜課	魚ブランド化促進事業の見直し	かます棒を代表とする地魚による開発商品の普及活動、小田原城前魚や地魚愛用店登録制度などの仕組みづくりのほか、小田原の魚の魅力・認知度向上のための広告・宣伝、各種ポスターやPR冊子の作成、料理教室の開催など、一定の成果をあげてきた。事業を継続させていくための道筋ができ、イベント収入などによる自主財源で自走して組織運営が可能であることから、市が支出していた負担金を令和2年度に廃止した。今後は、小田原漁港交流促進施設(漁港の駅TOTO小田原)での地魚や加工品の販売のほか、情報発信拠点とするなど、効果的な活用を図っていく。	3,366	1,000	2,366	11,675	一般

④ 施設の管理運営に係る見直し

NO	所属	取組名	取組実績	R2 財政 効果額	内訳		6年間 財政 効果額 見込み	会計 種別
					事業費 ベース	人件費 ベース		
1	図書館	中央図書館(かもめ)の定期休館日の導入	これまで特別整理期間として、毎月第4月曜日、年末年始(12月28日～1月3日)を休館日としていたが、管理運営費の削減と経年劣化による不具合が生じている設備の修繕等を実施するため、令和2年4月から「かもめ図書館」の名称を「中央図書館(かもめ)」に変更するとともに、月曜日、年末年始(12月28日～1月3日)を休館日とすることとした。	7,265	7,265	0	21,795	一般

⑤ その他歳出の抑制に係る取組

NO	所属	取組名	取組実績	R2 財政 効果額	内訳		6年間 財政 効果額 見込み	会計 種別
					事業費 ベース	人件費 ベース		
1	教育指導課	武道指導非常勤講師配置事務の見直し	武道必修化に伴い、専門的な教科指導ができる非常勤講師を配置していたが、これまでの取組により中学校武道の授業において取組が安定してきたことなどから、所期の目的を果たしたため、令和元年度をもって終了した。	317	317	0	951	一般

第2次行政改革実行計画の概要

1 第2次行政改革実行計画の位置付け

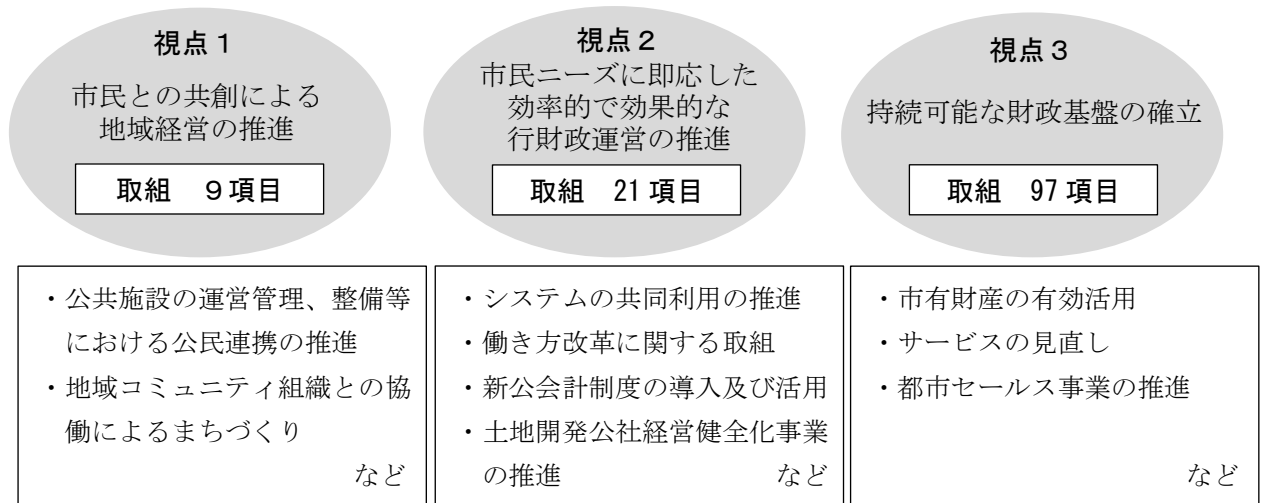
第2次行政改革実行計画は、将来に亘る安定的な行政サービスの確保を図ることを目的とした第2次小田原市行政改革指針に基づき、平成29年度から令和4年度までの6年間の計画期間として推し進める具体的な取組をまとめたものである。

2 計画の目標

全体目標として、「将来を見据えた行財政運営」の推進を掲げるとともに、計画期間の6年間の累積による財政効果額を14.5億円として目標設定している。

3 行財政改革の視点

行財政改革の具体的な取組は、次の3つの視点により進めていく。



視点3「持続可能な財政基盤の確立」には、財政効果額の創出に関わる歳入の確保や歳出の抑制といった「量の改革」に係る取組が位置付けられ、これら以外の取組は財政効果額にこだわらない行政サービスの質の向上に重きを置いた「質の改革」として位置付けられている。

4 具体的な取組による財政効果額の見込み

実行計画の計画期間における会計別の財政効果額の見込み

(単位 千円)

会計	事業費ベース (①)	人件費ベース (②)	財政効果額総額 (①+②)
一般会計	1,274,242	568,211	1,842,453
特別会計	△1,462	66,244	64,782
企業会計	372,742	9,456	382,198

5 進捗管理について

両副市長以下で構成される行財政改善推進委員会を中心に進捗管理を実施する。

受益者負担の適正化に係る取組状況について

1 経緯

- ・平成30年（2018年）4月に策定した「第2次行政改革実行計画」において、計画期間内の調整案件の一つとして使用料・手数料の見直しに取り組むこととした。
- ・本計画において、使用料や手数料を徴収し提供する本市のサービスについて、それに要する経費を的確に把握するとともに、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、使用料・手数料の適正化と公平性の確保を図ることを目的に、「受益者負担の在り方に関する基本方針」を策定した。
- ・これに基づき、対象施設や手数料の状況調査を実施した。

2 使用料について

(1) 対象施設数 33施設

- | | |
|---|------|
| ア 現在の収入と本来確保すべき収入との乖離が±10%以内の施設（90%～110%） | 7施設 |
| イ 現在の収入が本来確保すべき収入を超えている施設（110%以上） | 5施設 |
| ウ 現在の収入が本来確保すべき収入より少ない施設（90%未満） | 21施設 |

3 手数料について

(1) 対象件数 579件

ア 課税（消費税） 35件

- | | |
|---|-----|
| ・現行料金と本来確保すべき収入との乖離が±10%以内のもの（90%～110%） | 0件 |
| ・現行料金が本来確保すべき収入を超えているもの（110%以上） | 2件 |
| ・現行料金が本来確保すべき収入より少ないもの（90%未満） | 33件 |

イ 非課税（消費税） 544件

- | | |
|---|------|
| ・現行料金と本来確保すべき収入との乖離が±10%以内のもの（90%～110%） | 455件 |
| ・現行料金が本来確保すべき収入を超えているもの（110%以上） | 33件 |
| ・現行料金が本来確保すべき収入より少ないもの（90%未満） | 56件 |

4 今後の予定

- ・使用料・手数料の見直しについては、第2次行政改革実行計画に位置付けていることから、計画期間の令和4年度末（2022年度末）までの見直しに向け調整を行う。
- ・見直し時期については、社会経済情勢等を勘案しながら、見極めていく。

第2次行政改革実行計画

(平成29年度～平成34年度)

【第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針 抜粋版】

平成30年(2018年)4月

小田原市

目次

第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針	1
1 はじめに	2
2 受益者負担の適正化の基本的な考え方	2
3 見直し対象とする使用料及び手数料	3
4 使用料及び手数料算定の基本方針	3
5 原価算定の考え方	4
6 使用料の算定方法	6
7 手数料の算定方法	7
8 使用料及び手数料算定にあたり考慮すべき事項	7
9 使用料・手数料の見直し方法(現在、使用料及び手数料を徴収しているサービス)	11
10 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について	11

第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針

市が提供するサービスは、市民に納めていただいた税金で賄うのが原則ですが、全て税金で賄うとサービスを受ける市民（受益者）と受けない市民との不公平が生じることから、特定の受益者がいる場合は一定の負担を求める必要があります。

そのためには、市民に市が提供するサービスについて費用がどの程度かかるかを明らかにするとともにその実態を広く理解してもらうことが必須であり、その結果がサービスの維持につながります。

これらの考え方を明確に示し、持続可能な行財政運営を行っていくために「受益者負担の在り方に関する基本方針」を策定しました。

受益者負担の在り方に関する基本方針

1 はじめに

サービスに対する市民のニーズが複雑化、多様化する一方、経済成長の鈍化により税収が減少する懸念がある厳しい財政状況において、効率的な税配分を行うために、施策の一層の選択と集中が求められています。

また、市民の側においても、納税者意識と税金の使途に対する関心が高まっており、それと同時に、一部の市民だけが利用する選択的なサービスに対しての受益者負担の関係に対する不公平感が生じることも考えられます。

そこで、受益者負担の適正化については、負担の公平性の観点から、利用しない市民も含め広く税金という形で負担する「公費負担」と、利用者が負担する「受益者(利用者)負担」の割合についての考え方を明確にし、市民の十分な理解を得ていくことが今後のサービスの維持に必要と考えます。

以上のことから、受益者負担の適正化を円滑に行うため、受益者負担の原則（公平性）、算定方法の明確化（透明性）、減額・免除基準の統一等を考慮し、市の関与の必要性に主眼を置いて基本的な方針を策定するものです。

2 受益者負担の適正化の基本的な考え方

本市の使用料・手数料については、地方自治法第225条及び第227条の規定に基づき、条例で額を定め、サービスの対価として利用者から徴収しています。

しかし、これらの料金設定については、統一的な基準がないまま近隣自治体等の水準との比較により定められたものや、長期にわたり料金の見直しが行われていないものなど、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等に対応した料金設定となっていないものもあります。

このため、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保し、利用者がどこまで負担すべきか、税金でどこまで補うべきかについての基本的な考え方を整理し、統一的な基準を定めるとともに、今後は定期的に見直しを実施する必要があります。

この基本方針は、使用料や手数料を徴収し提供する本市のサービスについて、それに要する経費を的確に把握するとともに、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者である利用者と未利用者、双方の理解を得る料金設定とすることを目的に策定するものです。

～地方自治法抜粋～

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四⑦ 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条① 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

3 見直し対象とする使用料及び手数料

(1)使用料

公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものについては、全て見直しの対象とします。また、使用料に準ずる雑入等についても、その対象とします。

さらに、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等で、現時点において使用料が徴収されていないものについても、経費が掛かっているため、施設等の利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるものについては見直しの対象とし、指定管理者が運営している施設についても、見直しの対象とします。

(2)手数料

地方自治法第227条の規定に基づき、小田原市手数料条例で定める特定の者のためにする事務について徴収する料金（印鑑登録証明手数料など）については、全て見直しの対象とします。

さらに、現時点においては、手数料の徴収を行っていないものについても、サービスの利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるサービスについても見直しの対象とします。

(3)対象外とする使用料及び手数料

- ・ 法令の規定により、料金または算定方法が定められているもの
- ・ 県内で統一料金などの申し合わせがされているもの
- ・ 原価算定方式によるコスト計算が適さないもの
- ・ 特別会計等、独立して経営管理を行っているもの

4 使用料及び手数料算定の基本方針

(1)受益者負担の原則

使用料及び手数料は、サービスの利用者（受益者）と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の料金を負担することを原則とします。

①負担の公平

サービスの利用者と未利用者との負担の公平を図るため、受益の範囲においてそのサービスに要した経費を基本とした料金設定とします。

②負担均衡の原則

サービスの公共性の程度に基づいて、市が負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮します。

(2)算定方法の明確化

利用者や市民に分かりやすく説明できるよう、積算根拠を明確にした算定方法などを定め、透明性の確保に努めます。

(3)定期的な見直し

社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等を勘案しながら、定期的に見直しを実施します。

5 原価算定の考え方

使用料及び手数料の算定に当たっては、その事務処理に要した人件費と物件費を対象に「原価」とし、その「原価」にサービスの必需性や公益性に基づき、市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合を乗ずることで算定することとします。

(1)原価に算入する経費

利用者（受益者）が負担する経費として、原価に算入する経費の対象は、サービス提供や施設の維持管理等に要する「人件費」と「物件費」とします。

<原価に算入する経費>

対象とする経費			該当項目				
			使用料	手数料			
原価	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員数に年間平均人件費（職員給与、職員手当、共済費等）を乗じた額		○	○		
	物件費	賃金	臨時職員賃金、社会保険料		○	○	
		需用費	消耗品費	施設運営又はサービス提供に係るもの		○	○
			燃料費	施設運営に係るもの		○	
			印刷製本費	施設運営又は当該サービスに係るもの		○	○
			光熱水費	施設運営に係るもの		○	
			修繕料	建物及び設備の修繕に係るもの		○	
		役務費	通信運搬費	施設運営に係るもの		○	
			手数料	施設運営・備品維持に係るもの		○	
			保険料	建物に係るもの		○	
		委託料	清掃、警備、機器保守点検等		○		
	使用料及び賃借料	機器リース等（電算システムに係るもの）		○	○		
	原材料費	施設運営等に係るもの		○			
	備品購入費	施設運営に係るもの		○			
	その他、受益者が負担すべきと考えられるサービスの提供や施設運営等に要する費用		○	○			

(2)原価に算入しない経費

<原価に算入しない経費>

原価に算入しない経費	理由
土地の取得に係る経費	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため
施設の建設に係る費用（減価償却費を含む）	公の施設は「市民全体の財産」として誰もが利用でき、受益者となり得るものであるため
臨時的な対応に伴う経費	災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため
受益者が特定されている費用	施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため

(3)公費負担と受益者負担割合

①使用料

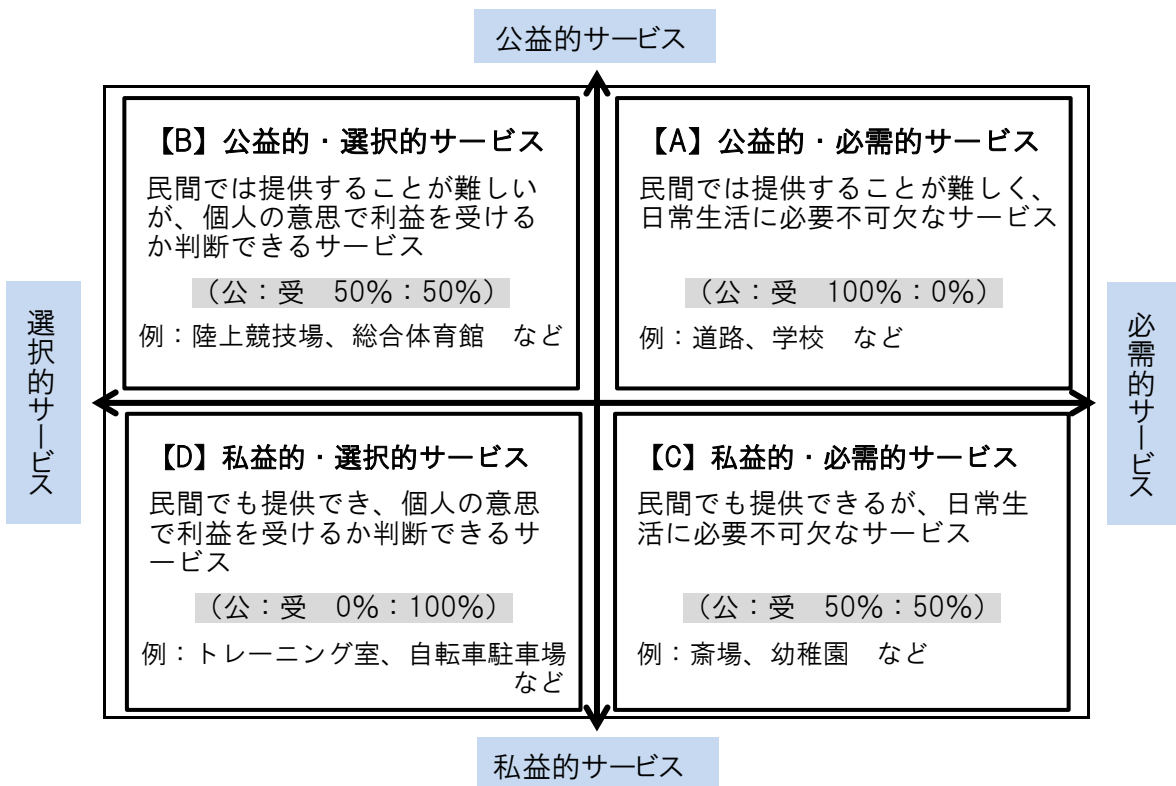
市の施設には、市民の生活基盤を支える公共公益の役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えます。また、施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設の利用形態や機能に着目しサービス内容について、「必需性」と、「公益性」の2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定することを基本とします。

<性質別分類の考え方>

サービスの性質	分類	
サービスが必需的か選択的か	必需的サービス	日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの
	選択的サービス	上記以外の、日常生活をより便利に快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの
サービスが公益的か私益的か	公益的サービス	民間では提供することが難しく、主として行政がサービスを提供するもの
	私益的サービス	民間でも同種・類似するサービスを提供しているもの

※公費負担と受益者負担割合については、分類の仕分けを容易にするとともに複雑化を避け、簡易な制度とするため、負担の割合を100%、50%、0%の3種類とします。

<性質別分類による公費負担と受益者負担の割合>



※ (公：受) 公費負担分：受益者負担分

※ 駐車場、市営住宅等については、「性質別分類による負担の割合」に関わらず法令等の規定により定めるものとします。

②手数料

特定の利用者が利用するサービスのみについて設定していることから、受益者負担割合は100%を原則とします。ただし、市の重要な施策として実施するサービスや近隣市町と整合性を取る必要があるサービスについては、この原則から大きく逸脱することなく、かつ、市民の理解が得られる範囲で受益者負担額を設定します。

6 使用料の算定方法

使用料の算定は、次のとおりとし、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、過去3年間の平均とします。また、稼働率の低い施設は利用者負担が過大となり、利用率の低下を招く可能性があることから、「稼働率の向上効果も含めた使用料収入増」、「コストカットによる歳出削減」、「利用時間等を制限するなどのサービスカットによる歳出削減」の視点を含めて見直しを行うこととします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合（受益者負担割合 A B C D）}$$

(1) 1室(区画)当たりの原価から使用料を算定する場合(一定区画利用の場合)

会議室等の使用では、一定の区画を貸し出しすることとなるため、面積・時間単位で設定することが適当な施設として、原価（人件費＋物件費）を施設面積及び年間利用時間で除して算出することとします。

【例】会議室・研修室・駐車場等

- ① 1 m^2 の年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 施設面積
※施設面積 = 延べ床面積
- ② 1 m^2 の時間原価 = 上記① ÷ 年間利用時間
※年間利用時間 = 開館日数 × 1日当たり利用時間 × 稼働率
- ③ 1室当たりの原価 = 上記② × 貸出面積 × 貸出時間
- ④ 1室当たりの使用料 = 上記③ × 性質別負担割合（受益者割合）

(2) 利用者1人当たりの原価から使用料を算定する場合(個人利用の場合)

体育館等不特定多数の個人が同時に利用する施設では、1人当たりで設定することが適当な施設として、原価を年間利用者で除して算出することとします。

【例】体育館

- ① 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間利用者数
- ② 1人当たりの使用料 = 上記① × 性質別負担割合（受益者割合）

(3) 貸出単位

1室当たりの空間に対する使用料を算出する場合、「年間利用時間」を単位として算出することから、施設の貸出単位は、午前・午後・夜間・全日などの区分貸出は行わず、原則、1時間単位で設定することとします。ただし、演劇ホールや野球場など複数時間単位で貸し出すことで利用者の利便性が向上する場合は、複数時間単位の設定も可能とします。

この場合の使用料は、1時間当たりの使用料基本単価に貸し出し時間を乗じた金額を設定することを基本とし、また、利用時間帯による使用料等の格差は、それぞれの施設（サービス）において設定できるものとします。

(4)付帯設備の取扱い

施設などにもともと備わっている付帯設備（空調、給排水等）の利用については、施設使用料に含めることとしますが、夜間照明設備や特殊音響設備のように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当分を使用料として設定します。

$$\begin{aligned} \text{① 付帯設備の原価} &= \text{付帯設備の維持管理費} \\ \text{② 付帯設備の使用料（1回あたり）} &= \text{上記①} \div \text{年間利用回数} \end{aligned}$$

(5)備品などの使用料について

ホールに設置されたピアノや会議室等で使用するプロジェクターなどについては、施設の利用とは別に利用者の意思により利用されます。そのため、これらの備品については、減価償却を考慮し、施設使用料とは別に使用料を定めます。

$$\text{備品使用料} = \text{備品購入費} \div \text{耐用年数} \div \text{年間利用回数}$$

7 手数料の算定方法

手数料の算定は、原則として次のとおりとします。なお、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、過去3年間の平均のものとしします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

(1)原価の算定方法

- ① 1分当たりの人件費単価 = 1人当たりの年間平均の人件費 \div 2,000時間 \div 60分
 ・ 一般行政職：〇〇円、技能労務職：〇〇円
 ・ 一般行政職（再任用）：〇〇円、技能労務職（再任用）：〇〇円
- ② 処理時間（分）
 手数料を徴収する事務ごとに、それぞれ1件当たりの標準的な処理時間を設定します。なお、証明書交付等の事務処理における標準的な処理時間は、過去3年間の状況をふまえ、1件当たり“〇分”と設定します。ただし、個別に標準的な処理時間を設定できる証明書交付等の事務処理については、この限りではありません。
- ③ 1件当たりの原価 = 上記① \times 上記② + 年間物件費 \div 年間処理件数

※勤務時間：2,000時間 \div 1日7時間45分 \times 260日（5日 \times 52週）

8 使用料及び手数料算定にあたり考慮すべき事項

(1)各公共施設等の状況について

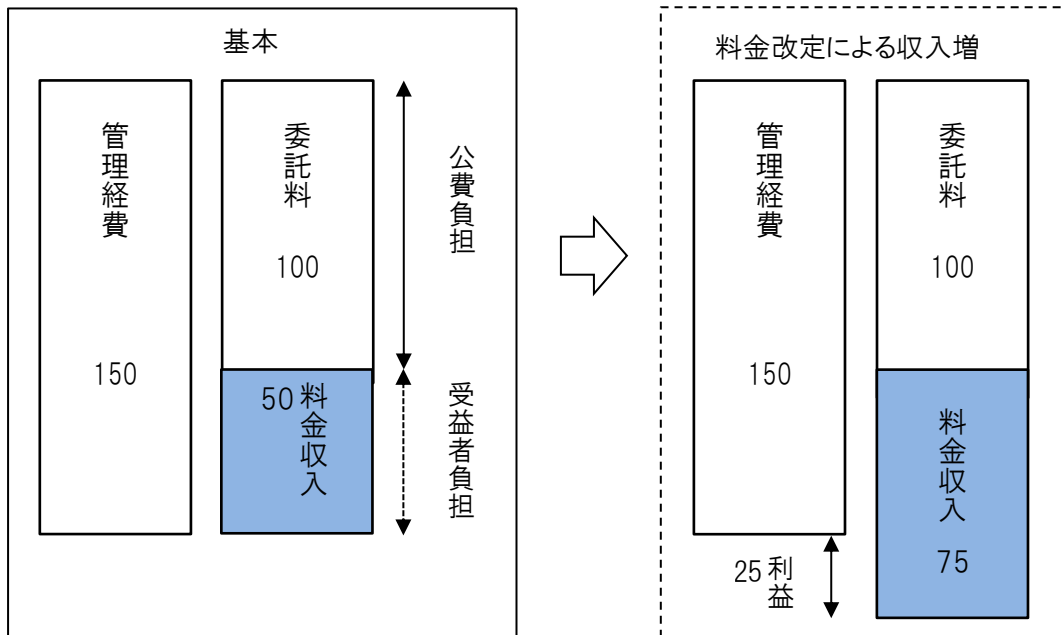
基本方針に基づき使用料及び手数料の算出した結果、周辺自治体の類似施設より著しく高額となり、公共施設の利用率の低下を招くおそれがある場合や、現行使用料より著しく低額となることで民間企業の営利事業を圧迫する場合は、適正な使用料となるよう調整できるととします。

(2) 指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の場合

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設の使用料の改定は、指定管理者の収益に影響するため、指定管理料については、施設の管理・運営に必要と想定される経費総額を積算し、利用料金収入を勘案したうえで適切な設定とし、指定期間であっても、指定管理者と料金変更の時期について協議するものとします。

また、指定管理者のインセンティブを高め、サービスの質や量が向上すると利用の増加につながるよう考慮するものとします。

< 指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の料金改定のイメージ >



(3) 激変緩和措置

基本方針に基づき使用料及び手数料の算出をした結果、従来の使用料等と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられます。そのため、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように使用料等を設定することとします。

現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね 1.5 倍程度を改定上限として、定期的に検証することで段階的に改定できることとします。

(4) 減額・免除について

使用料及び手数料の減額・免除については、経済的・社会的弱者の支援や団体の活動促進等のために、政策的な特例措置として減額や免除を実施してきたところです。

そのおかげで、スポーツや文化、生涯学習の振興及び推進に一定の成果を果たしてきました。しかし、その半面、施設においては、利用団体のほとんどが減免団体となっている状況や利用者の固定化を招いています。

また、本来負担すべき料金を利用者が負担しないことは、利用者間の不公平につながることや、公共施設を継続的に運営していくという経営的な観点からすると、減額や免除される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことが必要となり、利用者間の不公平の拡大につながることも考えられます。

以上を踏まえると、施設の使用の対価として定めた使用料の意義を保つ上から、また、市民全体の公平性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、基本的な考え方を定めます。

①使用料の減額・免除の基準

現在の減額・免除制度は施設ごとに取扱いを定めて運用してきましたが、今後は公平性・公正性を確保するために、できるだけ共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。ただし、基準の統一が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分に考慮して、施設ごとに減額・免除の取扱いを定めることとします。

減額・免除する場合の判断基準

- ・「市の主催」、「市の共催」など市の行政活動に関わる場合（「後援」は減免しない）
- ・国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供する場合
- ・災害その他緊急を要するやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
- ・子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的が適切である場合

ア 団体が施設を利用する場合

次の場合、使用料を減額・免除することができることとします。

- (ア) 市が主催する事業に使用する場合、免除
- (イ) 市が共催する事業に使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (ウ) 国又は地方公共団体が公用のため使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (エ) 高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動を推進するため、高齢者団体（60歳以上の占める割合が2分の1以上の団体）が利用する場合、免除または2分の1を減額
- (オ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が、特定目的で使用する場合、免除または使用料の2分の1を減額

イ 個人が施設を利用する場合について

次の場合、使用料を免除することができることとします。

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する者及び介助者
- (イ) 65歳以上の方

ウ その他

- (ア) 既に当該サービスに対する補助等が行われている場合には、減免対象としない
- (イ) 減免基準については、条例、規則もしくは要綱で明確に定めること

エ 指定管理者制度導入施設での減額・免除の取扱い

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設のうち減額・免除規定のある施設の場合、減額・免除によって指定管理者の収入が少なくなれば、自主的な運営を阻害することとなります。そもそも減額・免除規定は政策的な特例措置として実施するものであり、指定管理者制度が導入されているか否かにかかわるものではありません。

また、利用者の立場からすれば、施設の管理者が市であるか指定管理者であるかは直接的には関係なく、同様の取扱いをすることが適当と考えられます。従って、当該施設におけるそれぞれ施設所管課は、減額・免除による補てん分を考慮のうえ指定管理料を定め、指定管理料に減額・免除による補てん分も含めるものとして取り扱うものとし、ただし、指定管理者が独自の裁量で利用料金を設定した場合には、補てんの対象とはなりません。

②手数料の減額・免除の基準

手数料の減額・免除の基準は、それぞれ各種証明書等の用途に応じて個別に規定するものとします。減額・免除は受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から政策的な特例措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定するものとします。

なお、減額の基準はありません。

免除する場合の基準

- ・ 国又は地方公共団体において、行政目的に必要な場合
- ・ 法令等で規定により免除することが定められている場合

(5) 使用料及び手数料の単位について

算定額については、市民の利便性や窓口での料金取扱事務の煩雑性を考慮し、端数処理はそれぞれ以下のとおりを原則とします。

ア 使用料の単位

- (ア) 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (イ) 1,000 円以上の場合 100 円単位の金額とします。

イ 手数料の単位

- (ア) 100 円未満の場合 10 円単位の金額とします。
- (イ) 100 円以上 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (ウ) 1,000 円以上 1 万円未満の場合 100 円単位の金額とします。
- (エ) 1 万円以上 10 万円未満の場合 1,000 円単位の金額とします。
- (オ) 10 万円以上の場合 上位 3 桁まで(上位 4 桁目を切捨て)の金額とします。

(6) 市民以外が利用する場合等の使用料の設定について

市が所有する公の施設は、施設の取得が公費により賄われていること、また、施設の大半はその維持管理費用に使用料収入等に加えて市民からの税金により賄われていることから、基本的には市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきものです。このため、受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から、営利を目的と認められる場合や市民以外の使用料の設定は、割増料金を設定することができるとこととします。

ア 営利を目的と認められる場合の使用料は規定の使用料に 25 を乗じた額の範囲内とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

イ 市外利用者の利用者の使用料については、1.5 から 10 を乗じた額の範囲内とします。

ウ 市内利用者と市外利用者等の区分について

市内利用者は、市内在住、在勤、在学のいずれかを満たす者を市内利用者としてします。

市外利用者は、市内利用者以外の者としてします。また、団体における市内利用者と市外利用者の区分については、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であることを判断基準とします。

(7) 定期的な見直し

使用料及び手数料については、市民ニーズや施設の維持管理費用の変化、サービス内容及び公の施設のあり方等を勘案しながら、定期的に見直しを実施するものとします。見直しの時期については、利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けるため、原則として5年ごとに実施するものとします。

ただし、施設改修など大幅な施設の維持管理費用、提供面積、提供時間の変更が見込まれる場合には、変更時に見直しを実施するものとします。なお、使用料及び手数料の料金の算定は、原価を基本としたものであるため、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていくものとします。

9 使用料・手数料の見直し方法(現在、使用料及び手数料を徴収しているサービス)

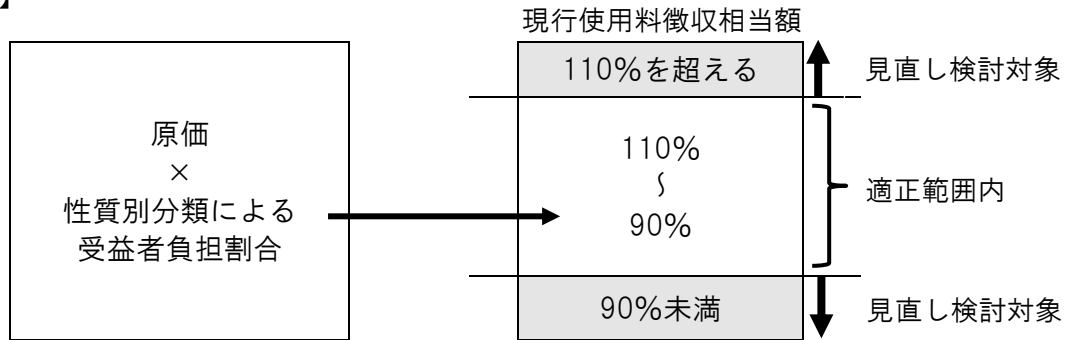
(1) 見直しを検討する使用料・手数料

① 使用料について

「現行の使用料徴収相当額※」と、「原価に性質別分類による受益者負担割合を乗じた額」を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている施設については、使用料の見直しを検討します。

また、原価及び使用料徴収相当額は、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】

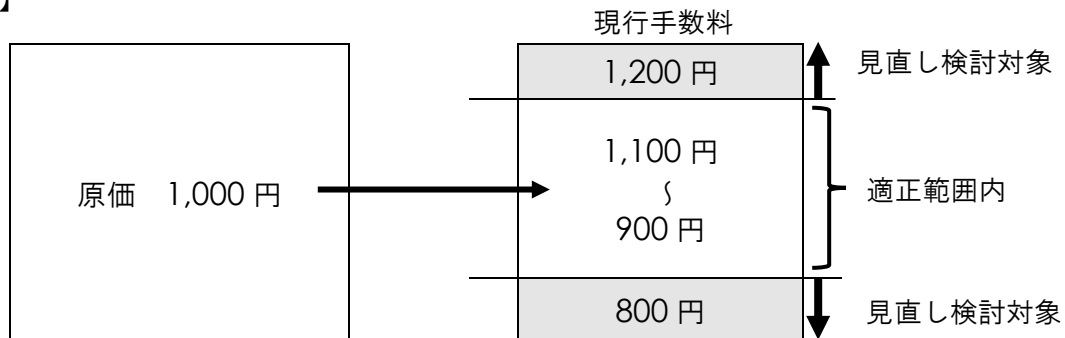


※使用料徴収相当額は、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減額・免除した相当額を加算した額をいいます。

② 手数料について

現行の手数料と原価を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている場合は、手数料の見直しを検討します。手数料の原価については、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】



10 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について

消費税率が改正された場合には、使用料及び手数料に転嫁することとします。

第2次行政改革実行計画

【第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針 抜粋版】

発行：平成30年4月

編集：小田原市企画部企画政策課

住所 〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465-33-1239

E-mail kikaku@city.odawara.kanagawa.jp

新たな民間提案制度について

1 制度の見直し

令和2年度（2020年度）、公共施設を対象とした民間提案制度を導入したが、今後、これまで以上に魅力的で持続可能なまちづくりの実現を目指すためには、民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進する必要がある。そこで、民間事業者の発意による提案を市と民間事業者が対等の関係で協議し事業化していく本制度の拡充を図り、すべての事業を提案募集の対象とするなど、新たな民間提案制度としてリニューアルする。

令和3年度（2021年度）は試行として、民間事業者からの自由なアイデアを募集する自由提案方式（フリー型）を実施する。今後、本市がアイデアを求めたい事業やジャンルについて提案を公募する提案募集方式（テーマ型）についても実施を検討する。

なお、試行結果の検証を踏まえ、令和4年度（2022年度）以降の制度・運用に反映して行く。

2 提案の要件

提案内容は、市のすべての事業を提案募集の対象とし、提案に独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなるもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域課題の解決につながるもの
- (2) まちの魅力向上につながるもの
- (3) 市民サービスの向上につながるもの
- (4) 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

（対象としない提案）

なお、次に掲げる要件のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの
- (2) 法令等により、市が直接行うものとされているもの
- (3) 独自性や独創性のある提案でないもの
- (4) 法令等に抵触するもの

3 参加資格

試行段階において、提案者は、市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は法人等のグループとする。

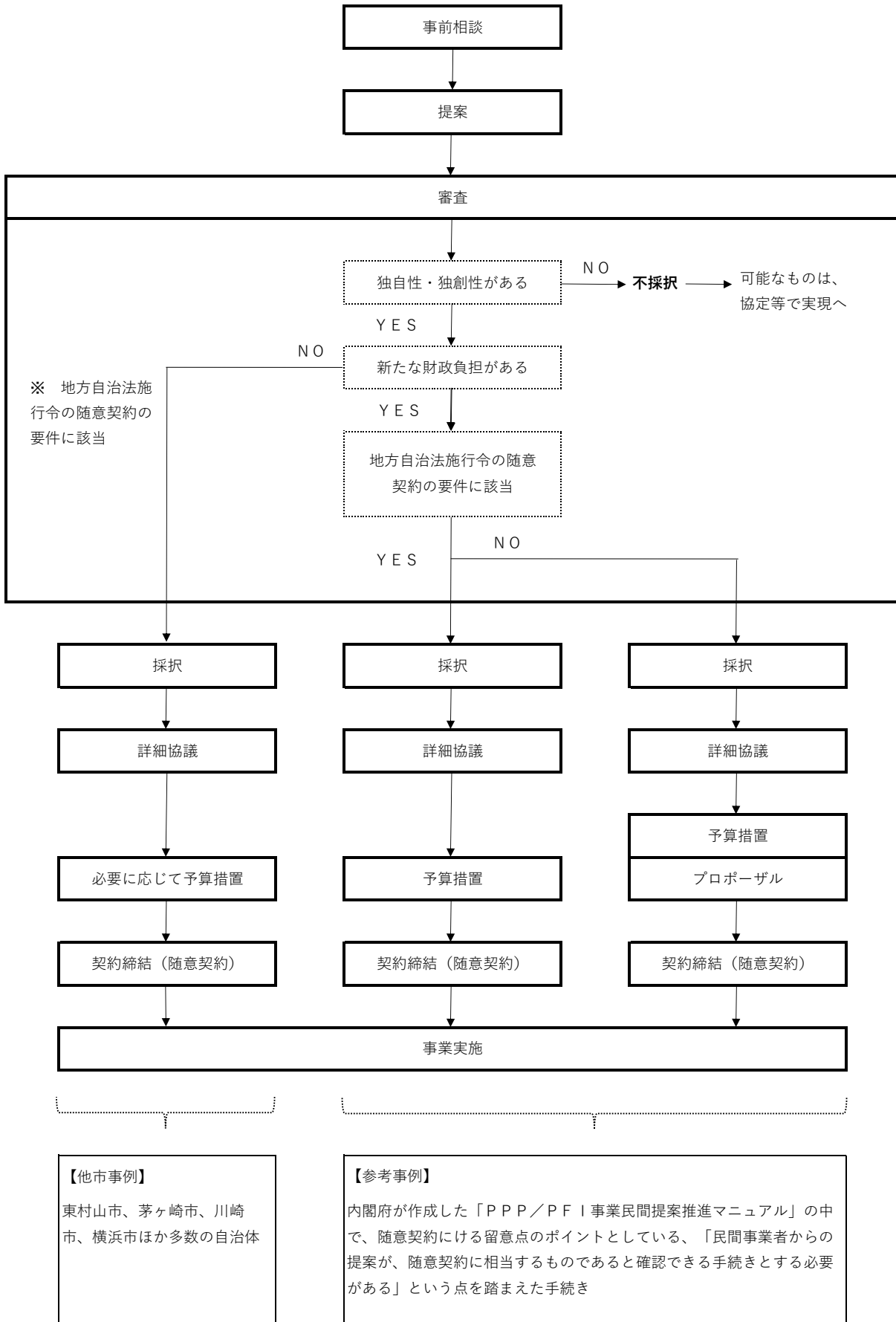
4 「おだわらイノベーションラボ」の活用

民間提案制度の事業者への説明会や事前相談、審査委員会などは、「おだわらイノベーションラボ」を活用する。

5 令和3年度（2021年度）のスケジュール（予定）

時 期	概 要	
7月28日 ・29日	事業者との ヒアリング	・公共施設を対象として、昨年度から運用してきた民間提案制度の内容と、その見直し状況について、市内事業者の説明・ヒアリングを行う。
8月24日	本部会議	・新たな民間提案制度について決定。
8月31日	庁内説明会	・新たな民間提案制度の各課の窓口となる係長級以上の職員（推進リーダー）を対象とした説明会を開催。
9月7日	総務常任委員会	・新たな民間提案制度について報告する。
9月中旬	事業者への 説明会	・市内事業者に対して、新たな民間提案制度の説明会を開催する。
	提案募集・ 事前相談開 始	・必要事項や様式を募集要領に定め、市ホームページ等に公表する。 ・事前相談は、採用後の実現可能性を高めるため必須とし、相談内容に係る所管課の推進リーダーと調整した上で個別に実施し、相談内容は非公開とする。
11月末	提案の受付 期限	・募集の公表から提案書の提出期限までは、公平性の確保のため原則として2か月以上設ける。
12月	協議対象提 案の選定	・民間提案制度審査委員会において審査を行い、協議対象提案の採用又は不採用を決定する。 ・審査委員は、提案内容に係る各部局の副部局長で構成し、必要に応じて外部有識者の意見を聴取する。
12月以降	詳細協議等	・採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた詳細協議のほか、必要に応じて関係者との調整や外部有識者の意見聴取を行う。 ・本市における新たな財政負担を伴い、随意契約の要件に該当しない提案については、採用した提案をもとに、改めて、プロポーザル方式により、契約の相手方となる候補者を選定する。
	予算措置	・必要に応じて予算を措置する。
	契約締結等	・選定された提案は、地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当するものとして、契約締結（随意契約）等を行い、提案者は事業を実施する。

<新たな民間提案制度の事務フロー>



参考資料5-2

小田原市民間提案制度運用指針（令和3年度版）

1. 趣旨

本市では、近年、少子高齢化や人口減をはじめとする社会構造の変化などにより、地域が抱える課題自体が高度化・複雑化し、行政だけの経営資源（ヒト・モノ・カネなど）だけで、各種課題を解決することが難しくなっています。

これらの課題により適切に対応していくには、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進することにより、魅力的で持続可能なまちづくりの実現を目指していくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では、民間事業者の発意による提案を市と民間事業者が対等の関係で協議し事業化していく新たな「民間提案制度」を導入することとし、本運用指針により基本的な考え方を示すとともに必要な事項を定めるものです。

なお、令和3年度は試行的に実施し、その検証を踏まえ、令和4年度以降の制度・運用に反映して行きます。

2. 民間提案制度の概要

民間提案制度は、本市の地域課題の解決につながるもの等に関して民間事業者の提案を募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、協議が調った場合には提案者と契約締結等し事業化するものです（協議が調わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合には、提案は事業化されません）。

3. 提案の要件

(1) 提案内容

市のすべての事業を提案募集の対象とし、提案に独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなるもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとします。

- ア 地域課題の解決につながるもの
- イ まちの魅力向上につながるもの
- ウ 市民サービスの向上につながるもの
- エ 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

(2) 対象としない提案

次に掲げる要件のいずれかに該当するものは、対象外とします。

- ア 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの
- イ 法令等により、市が直接行うものとされているもの
- ウ 独自性や独創性のある提案でないもの
- エ 法令等に抵触するもの

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、3年以内で市と提案者と協議の上、決定します。例外的に、長期の事業でないとならないものについては、別途、市と提案者との協議によって決定します。

4. 参加資格

提案者は、市内に事業所を有し、次に掲げる要件をすべて満たす法人若しくは個人事業主又は法人等のグループとします。なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

- (1) 提案内容の実施主体となる意思があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) その他、募集する案件に応じて定める要件に合致すること。

※グループで応募する場合には、代表となる事業者を決め、代表事業者が応募書類を提出することとします。また、原則として、提案時に全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

5. 民間提案制度の流れ

①	提案の募集	募集要領を公表し、提案の募集を開始します。
②	事前相談	提案を受け付ける前に、事前相談の期間を設けます。
③	提案の受付	事前相談後、民間事業者からの提案を受け付けます。
④	協議対象提案の選定	提出された提案を審査し、協議対象提案を選定します。
⑤	詳細協議等	採用された提案について、事業の実施に向けた諸条件を協議します。協議にあたり必要に応じて協定を締結します。また、審査の結果に応じて、改めてプロポーザル方式を実施します。
⑥	予算措置	必要に応じて予算措置を進めます。
⑦	契約締結等	詳細協議や予算措置が終了した後に、契約締結等します。
⑧	事業実施	事業を実施します。

6. 提案の募集

提案に関する事業の必要事項を募集要領に定め、市ホームページ等に公表します。

7. 事前相談

事前相談は、採用後の実現可能性を高めるため必須とします。また、事前相談は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

8. 提案の受付

(1) 提出書類

- ア 提案提出書
- イ 誓約書
- ウ 提案者に関する基本的事項
- エ 提案概要書
- オ 補足資料

※小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、原則、次の書類も提出するものとします。

- ア 登記事項証明書
- イ 財務諸表（直近2年分）
- ウ 国税及び地方税納税証明書

(2) 提案書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しないものとします。
- イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しないものとします。
- ウ 提案書等が、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求の対象となるなど、情報を公開する場合は、事前に提案者への意見聴取を行います。

(3) 提案の受付期間

募集の公表から提案書の提出期限までは、公平性の確保のため原則として2か月以上設けるものとします。

9. 協議対象提案の選定

(1) 提案の審査

- ア 民間提案制度審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。
- イ 審査委員は、本市職員で構成するものとしますが、必要に応じて外部有識者の意見を聴取するものとします。
- ウ 提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。（簡易な案件については、書類審査のみで採用又は不採用を決定しても構わないものとします。）

(2) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、市ホームページで公表します。
- イ ホームページでの公表は、採用した提案については提案名称、提案概要及び提案者名、不採用とした提案については提案名称のみとします。

10. 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

選定された提案については、次のとおり手続を進めます。

- ア 提案内容を基に事業化に向けた詳細協議や、必要に応じて関係者との調整、外部有識者の意見を聴取するものとします。
- イ 協議に当たっては、必要に応じて市と提案者との間で協定を締結するものとします。
- ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から6箇月間とします。ただし、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
- エ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
- オ 協議が調わなかった場合（合意に至らなかった場合）は、提案内容は事業化されず、締結した協定を解除します。協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等について市は責任を負いません。

(2) 契約締結等

選定された提案で協議が調ったものは、提案内容に応じて次のとおり手続を進めます。

- ア 本市における新たな財政負担（※）を伴わない場合
必要に応じて予算措置し、契約締結等を行います。なお、契約については、独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなる提案を受けて契約の相手方となる候補者を選定することから、地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当するものとして随意契約とします。
- イ 本市における新たな財政負担（※）を伴う場合
提案内容に応じて、次のとおり手続を進めます。
 - (i) 地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当する場合
予算措置し、契約締結（随意契約）を行います。
 - (ii) 地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当しない場合
採用した提案をもとに、改めて、プロポーザル方式により、契約の相手方となる候補者を選定（予算措置）して、契約締結（随意契約）を行います。

(※)「新たな財政負担」とは、単なる歳出の増となるものを指し、新たな歳出が生じても歳入の増（もしくは歳出の減）によりトータルコストが縮減されるものは除きます。

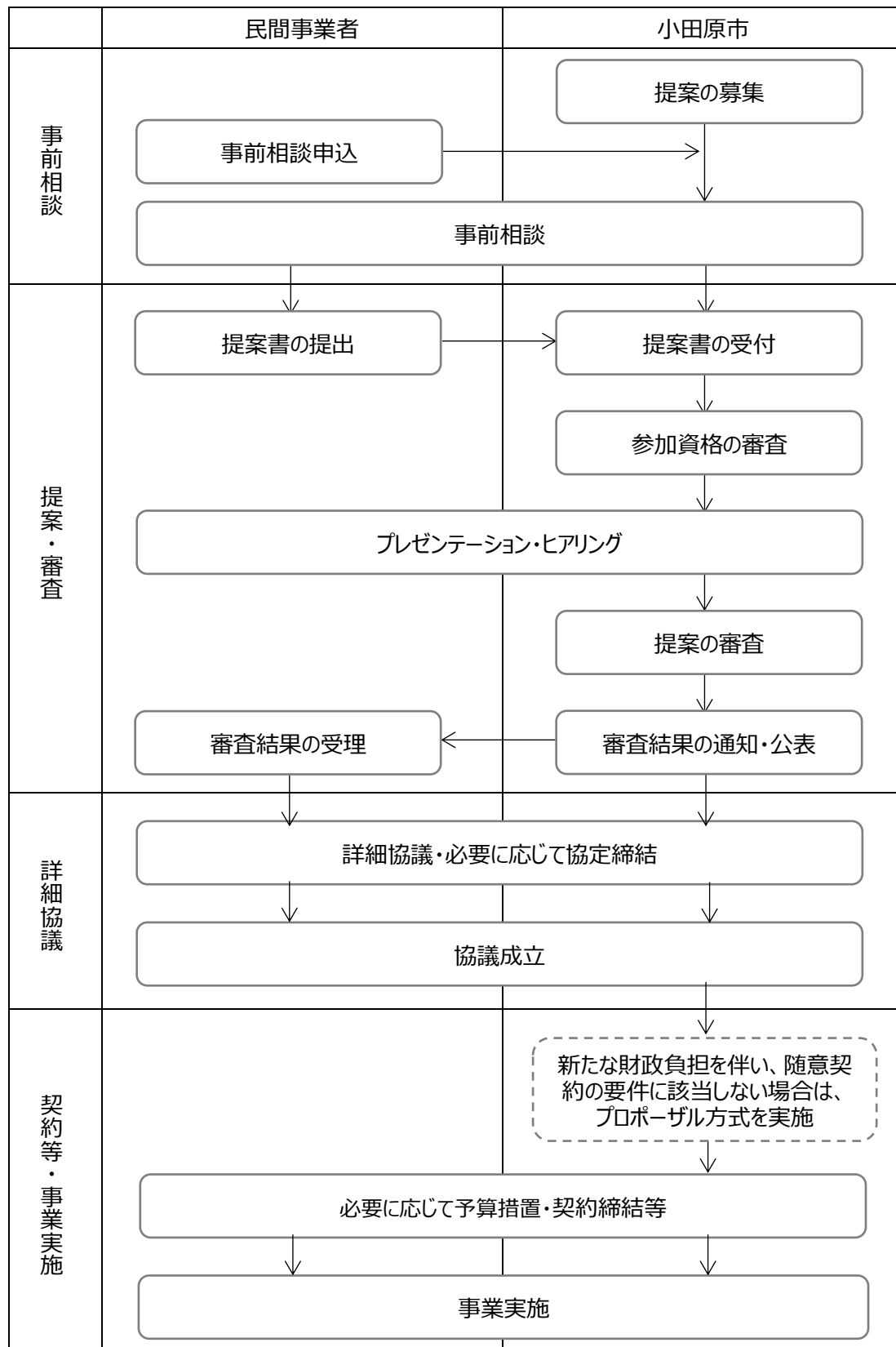
11. 事業実施

契約締結等の後、提案者は責任を持って事業を実施します。

12. その他

- (1) 応募に関する費用及び詳細協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 失格事項
提案者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 民間提案制度は、解除条件付きの制度であり、関係予算が成立しない等の理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案は事業化されません。
- (5) この運用指針に定めのない事項については、提案者と市との協議の上、決定することとします。

<民間提案制度の流れ>



民間提案制度を活用した他市事例

①財政負担軽減

提案概要	事業者	自治体
独自の防草シートの敷設と独自のスキームにより、機械除草にかかる維持管理費を削減する事業	三喜産業・SUMIDA 共同企業体	廿日市市
公共施設を対象に独自の空調制御システムとESCO 可能性調査を実施し、財政負担の軽減と施設の省エネルギー化を行う事業	株式会社マリモ	廿日市市
小・中学校など公共施設等の照明LED化により、省エネ化を進める提案	東村山市電設業建設共同企業体	東村山市

②広告収入

提案概要	事業者	自治体
広告収入により各区役所の区民課待合所などのスペースに設置するモニターを通じて、市政情報の提供や広告の放映を行うシステムを導入	—	さいたま市
広告収入により行政負担ゼロで各区役所の庁舎内に、LEDバックライトによる電照式の広告付き区内(市内)地図案内板を設置	—	さいたま市
民間企業等が提出している電柱広告面の一部に、避難場所等の情報を表示。広告主による地域貢献を実現する一方で、市は費用負担なく公共情報を発信	—	さいたま市

③包括委託

提案概要	事業者	自治体
市の広報業務を包括的民間委託することにより、市民サービス向上や行政の事務負担軽減を目指す提案	株式会社ドライブドリームストーリー	東村山市
小中規模公園等の包括的民間委託などによって公園等の価値を向上させる提案	相羽建設株式会社	東村山市

④既存ストック活用

提案概要	事業者	自治体
学校プール等の機能集約により市民サービス向上をすすめる提案	大和ハウス工業株式会社	東村山市
築100年古民家再生と連携し、市立公園の利活用をすすめる提案	一般社団法人クレイドル	東村山市

⑤実証実験

提案概要	事業者	自治体
コミュニケーションロボット活用によるコミュニケーションサービス開発・試行の実証実験を行う提案	セコム株式会社	東村山市
アプリの開発・試行により、保育士や子育て世帯の保育にかかる負担軽減を目指す実証実験を行う提案	You Teacher株式会社	東村山市

⑥新規事業

提案概要	事業者	自治体
第二保育園跡地で子どもや子育て世帯のための東村山市創生をすすめる民間事業を行う提案	一般社団法人Plus Deporte	東村山市
高齢者を介護している方が、ほっとひと息つきたいときに立ち寄り、悩みや疑問を語り合い、介護に関する情報を得られる地域の拠点として、「介護者カフェ」を開設	—	さいたま市